

柏原市交通安全推進協議会

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット(以下「ヘルメット」という。)を購入する者に対し、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金(以下、「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2 ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、市民のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもの。(ただし、オークションやフリーマーケットなど個人間売買等により購入されたものを除く。)

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークのうち、自転車乗車用ヘルメットの安全規格EN1078

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、会長が認めるもの

(2) 使用者 市内に住所を有している個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(3) 保護者等 親権を行う者、未成年者を現に保護する者、成年後見人等をいう。

(4) 未成年者等 18歳未満の者、成年被後見人等をいう。

(補助事業・補助金の交付の対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ヘルメット購入後も自転車乗車時は、毎回ヘルメットを着用し、交通安全に寄与できる者

(2) 申請日及びヘルメット購入日において柏原市内に住所を有し、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者。ただし、使用者が未成年等の場合にあつては、補助対象者はその保護者等とする。

(3) 柏原警察署、柏原交通安全協会及び柏原市交通安全推進協議会が主催する下記の行

事に、当該補助年度に年1回以上参加し、交通安全のルール等を学んだ者

- ア 安全運転講習会（自動車、自転車）
- イ 柏原市交通安全ひろば
- ウ 柏原市交通安全市民の集い

(4) 柏原市暴力団排除条例(平成25年柏原市条例第27号)第2条第6号に規定する暴力団、同条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助金の額等)

第5 補助金の額は、使用者のヘルメット購入(令和8年4月1日以降に購入したものに限る)に要した経費とし、2,000円を上限とする。ただし、こども用ヘルメットは、1,000円を上限とする。

2 前項の規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

4 購入により発生した送料や手数料等の購入に付随する経費は除くものとし、購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合は、それらの相当額を除くものとする。

(補助金の交付申請及び交付請求)

第6 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、柏原市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類等を添付して、柏原市交通安全推進協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (2) 購入したヘルメット及び第2(1)アからカまでに掲げる認証の確認ができる書類
- (3) 第4(3)に記載する講習会・イベントの受講完了が確認できるもの
- (4) 顔写真入り公的身分証明書(氏名、生年月日、住所が分かるもの)
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第7 会長は、第6の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

2 補助金の交付を決定する場合において、会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第8 第7の規定による補助金の交付決定した申請者に対して、第6の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9 会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2)虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)その他会長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第10 会長は、取得した個人情報を補助金の交付に必要な範囲で利用し、不交付となった場合は遅滞なく削除するものとする。

(検査等)

第11 会長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 会長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第12 この要綱の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。